

## 労働安全衛生特別教育等

# 講習のご案内

令和3年度

チェーンソーによる伐木作業・刈払機（草刈機）の取扱作業は、労働安全衛生法若しくは厚生労働省労働基準局長通達により当該業務に係る安全又は衛生のための特別の教育を受けなければ、その業務に従事することができません。

林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部は、県内唯一の林業部門の労働災害防止団体として制度開始当初より当該講習会を実施しています。林業作業の経験豊富な講師・スタッフが懇切・丁寧に指導します。

	講習名	受講時間		受講料	
				林災防会員	非会員
受講時間と受講料	伐木造材作業従事者特別教育（チェーンソー）	学科	9時間（1.2日）	17,470円	19,970円
		実技	9時間（1.2日）		
		計	18時間（2.4日）		
	刈払機取扱作業安全衛生教育	学科	5時間	8,750円	10,750円
		実技	1時間		
		計	6時間（1日）		
	木材加工用機械作業主任者技能講習	学科	15時間（一部免除あり）	18,400円	18,400円
		修了試験	1時間		
		計	16時間（2日）		

※受講料には、テキスト代・修了証紙代等が含まれます。

●受講人数者が15名以上まとまった場合は、出前講習の実施も検討させていただきます。

### 受講者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会  
青森県支部

1. 受講の申込みは、申込書に必要事項を記載の上、講習実施日の10日前までに当支部にFAX等で申し込んで下さい。
2. 受講料は、受講日1週間前までに必ず次の口座に入金して下さい。

青森銀行 本店（普） No.1076740
林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 齋藤 渉
3. 講習の際は、筆記用具・証明写真1枚（縦2.5cm×横2.0cm）を準備して下さい。
4. 伐木造材作業従事者特別教育の実技の際は、ヘルメット、手袋、長靴、作業服、チェーンソー及び燃料、付帯工具、防護衣等準備して下さい。（1事業所より複数名受講される場合は、チェーンソーは2人で1台を目安と致します。）
5. 申込書が10名未満の場合は、中止することがあります。
6. その他不明な点は当支部へ問い合わせ下さい。

お問い合わせ・お申し込みは

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部（通称：林災防県支部）

〒030-0151 青森市高田字川瀬104-1

TEL:017-739-8761

FAX:017-739-8749

ホームページでもお知らせしています。

<http://aomori-hiba.jp>

# 令和3年度 特別教育等講習の日程及び内容について

## 1. 伐木造材作業従事者特別教育

### ア) 日時及び場所

回数	日 時	場 所
1	令和 3年 4月14日 (水) ~16日 (金)	青森市高田字川瀬104-1 青森県木材協同組合構内  1日目 (学科) 7時間 2日目 (学科、実技) 7時間 3日目 (実技) 4時間 時間はいずれも 8:30分開始 定員22名
2	5月12日 (水) ~14日 (金)	
3	5月26日 (水) ~28日 (金)	
4	6月16日 (水) ~18日 (金)	
5	7月14日 (水) ~16日 (金)	
6	8月25日 (水) ~27日 (金)	
7	9月15日 (水) ~17日 (金)	
8	10月13日 (水) ~15日 (金)	
9	11月10日 (水) ~12日 (金)	

### イ) 講習内容 学科9時間・実技9時間

日程	科 目	時間	方 法
1日目～ 2日目	関係法令	1時間	学 科
	伐木作業に関する知識	4時間	
	チェーンソーに関する知識	2時間	
	振動障害及びその予防に関する知識	2時間	
2日目～ 3日目	伐木の方法	5時間	実 技
	チェーンソーの操作	2時間	
	チェーンソーの点検及び整備	2時間	

## 2. 刈払機（草刈機）取扱作業従事者安全衛生教育

### ア) 日時及び場所

回数	日 程	場 所
1	令和 3年 4月 6日 (火)	東津軽郡平内町小湊字新道46-56  青森県産業技術センター 林業研究所 森林学習展示館 (旧県林業試験場)  時間はいずれも 8:30分開始 定員30名
2	4月27日 (火)	
3	5月11日 (火)	
4	5月25日 (火)	
5	6月 8日 (火)	
6	6月22日 (火)	
7	7月20日 (火)	
8	8月17日 (火)	
9	9月 7日 (火)	
10	10月12日 (火)	
11	11月16日 (火)	

### イ) 講習内容

科 目	時間	方 法
刈払機に関する知識	1時間	学 科
刈払機を使用する作業に関する知識	1時間	
刈払機の点検及び整理に関する知識	30分	
振動障害及びその予防に関する知識	2時間	
関係法令	30分	
刈払機の作業等に関する知識	1時間	実 技

### 3. 木材加工用機械作業主任者技能講習(申込については、当支部に問合せ下さい。)

#### ア) 日時及び場所

令和3年11月8日(月)～9日(火) (場所:青森県木材協同組合構内)

#### イ) 講習内容

日程	科 目	時間
1日目	関係法令	2時間
	木材加工用機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	6時間
2日目	木材加工用機械、その他安全装置の保守点検に関する知識	2時間
	木材加工用機械作業方法に関する知識	5時間
	修了試験	1時間

時間はいずれも8:00分開始

新型コロナウイルスの感染症予防のため、下記事項についてご協力・ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

1. マスクの着用等、咳エチケットにご協力ください。
  2. 講習日の朝に体温を測定し、発熱症状がある方、咳・咽頭痛症状がある方、また、講習中に少しでも異常を感じた方は、受講を中止していただきます。
  3. 手洗い、アルコール消毒を励行してください。※協会で消毒液を完備致します。
  4. 講習会場入室後は、講師や事務局の指示に従っていただきます。
- ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止する場合があります。